明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第六条の二第二号及び第三号を次のように改める。

二　農林中央金庫における次に掲げる事項

イ　法第十一条の二第二項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第十二条及び第十三条の規定による手続の経過

三　信用農水産業協同組合連合会における次に掲げる事項

イ　法第十一条の二第一項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第十二条及び第十四条の規定による手続の経過

附則第十一条第一項中「三月以内」の下に「（当該特定農水産業協同組合等が当該実施期間内に法附則第十一条第一項の認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）が法附則第四条第一項の規定により提出された信用事業強化計画に係る法附則第五条第一項の決定を受けて取得した当該特定農水産業協同組合等に係る特定優先出資等（法附則第三条第一項に規定する特定優先出資等をいう。以下同じ。）の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

附則第十二条第一項中「同項ただし書に該当する場合にあっては」を「特定農水産業協同組合等が当該実施期間内に法附則第十一条第一項の認可を受けようとするときは」に改める。

附則第十九条中「農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改め、「（法附則第三条第一項に規定する特定優先出資等をいう。以下同じ。）」を削る。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

**第三条**　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）を次のように改正する。

第十二条中「方法とする」を「ものによる措置とする」に改める。

第二十五条第三項中「農林中央金庫の業務」の下に「並びに農林中央金庫及びその子法人等から成る集団の業務」を、「概要」の下に「及び当該体制の運用状況の概要」を加え、同項第一号及び第二号中「理事」を「農林中央金庫の理事」に改め、同項第三号中「損失」を「農林中央金庫の損失」に改め、同項第四号中「理事」を「農林中央金庫の理事」に改め、同項第五号中「職員」を「農林中央金庫の職員」に改め、同項第六号中「農林中央金庫及びその子法人等」を「次に掲げる体制その他の農林中央金庫及びその子法人等から成る集団」に改め、同号に次のように加える。

イ　農林中央金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の農林中央金庫への報告に関する体制

ロ　農林中央金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ　農林中央金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ　農林中央金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第二十五条第三項中第九号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　農林中央金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十一　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

第二十五条第三項第八号の次に次の一号を加える。

九　農林中央金庫の監事の第七号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

第三十八条第四項中「行われるものに限る」の下に「。第七項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち注記に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第四十一条の見出し中「責任追及等の」を「役員等の責任を追及する」に改める。

第四十二条の見出し中「訴え」を「役員等の責任を追及する訴え」に改め、同条第二号中「役員等の」の下に「責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者の」を加え、同条第三号中「役員等」を「前号の者」に、「責任追及等の訴え（法第四十条の二において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）」を「役員等の責任を追及する訴え」に改める。

第四十七条第一項中「限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第三号中「前号」を「前二号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第百十七条の二の見出し中「清算人の責任追及等の」を「農林中央金庫の清算人の責任を追及する」に改める。

第百十七条の三の見出し中「訴え」を「農林中央金庫の清算人の責任を追及する訴え」に改め、同条第二号中「清算人」を「農林中央金庫の清算人の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「清算人」を「前号の者」に、「責任追求等の訴え（法第九十五条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）」を「農林中央金庫の清算人の責任を追求する訴え」に改める。

別紙様式第一号3記載上の注意及び別紙様式第五号3記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

農林中央金庫の業務並びに農林中央金庫及びその子法人等から成る集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての理事会の決議があるときは、その決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この命令は、平成二十七年五月一日から施行する。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る農林中央金庫の事業報告の記載又は記録については、なお従前の例による。

2　施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る農林中央金庫の事業報告に係る第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第二十五条第三項の規定並びに別紙様式第一号及び別紙様式第五号の適用については、同項及びこれらの様式中「運用状況」とあるのは、「運用状況（平成二十七年五月一日以後のものに限る。）」とする。